

特許庁における大学支援の取組について

平成 16年 4月 16日

経済産業省

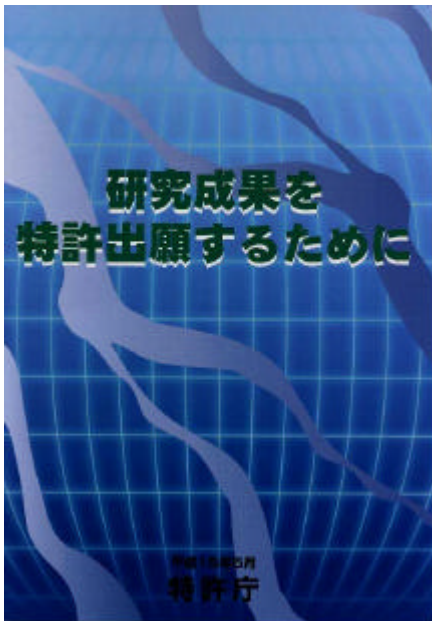
特 許 庁

1.研究者に対する普及啓発活動

パンフレット「研究成果を特許出願するために」の作成と配布

平成14年度より 大学等の研究者や特許管理者向けに、特許出願にあたってのポイントや特許庁の各種支援策を紹介したパンフレット「研究成果を特許出願するために」を作成し、大学等に配布。(平成15年度版は、大学等に約25,000部を配布)

本書では、大学等における研究成果を適切に権利化するための方策や、大学等の継続的な研究から生まれる基本的な発明に関する研究成果を海外で権利化するための基礎的情報等を紹介。



論文を使った特許出願で、より広くて強い権利を

発明・公知されていない場合

研究 → 論文作成 → 特許出願 → 特許取得

論文作成 → 特許出願 → 特許取得

論文作成 → 特許出願 → 特許取得

発表・公開してしまった場合

研究 → 論文作成 → 特許出願 → 特許取得

研究 → 論文作成 → 特許出願 → 特許取得

研究 → 論文作成 → 特許出願 → 特許取得

3. 特許出願の重要性

特許出願の重要性は、権利化の観点から、発明の権利を確保することによって、発明者の権利を保護することにあります。特許出願の重要性は、発明者の権利を保護することによって、発明者の権利を保護することにあります。

4. 特許出願の手続き

特許出願の手続きは、発明の権利を確保することによって、発明者の権利を保護することにあります。特許出願の手続きは、発明者の権利を保護することによって、発明者の権利を保護することにあります。

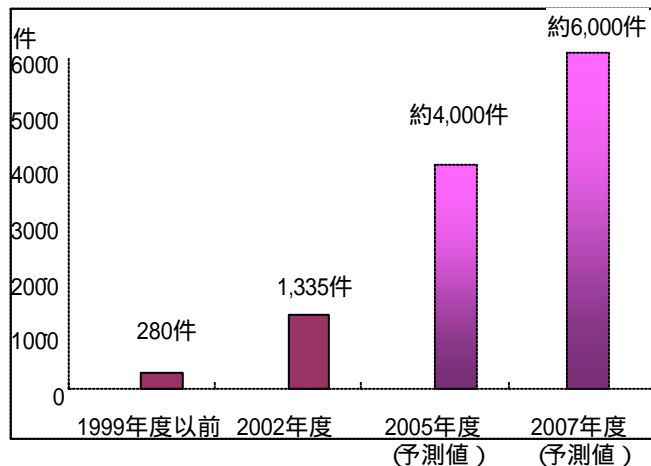
5. 特許出願のメリット

特許出願のメリットは、発明者の権利を保護することによって、発明者の権利を保護することにあります。特許出願のメリットは、発明者の権利を保護することによって、発明者の権利を保護することにあります。

2. 大学におけるサーチツールの整備

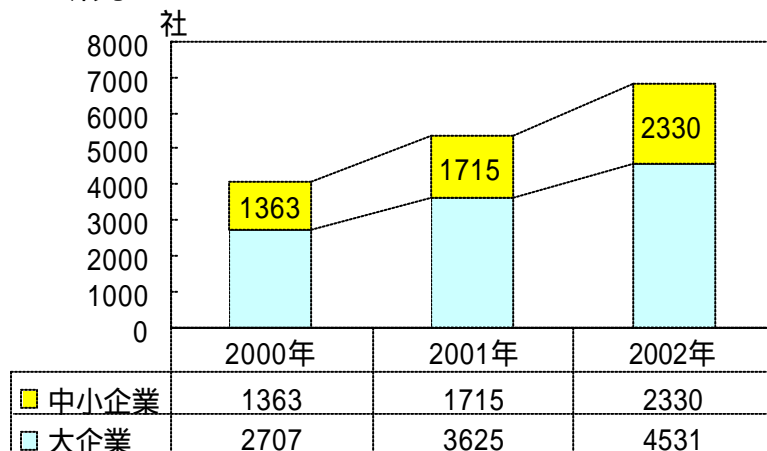
大学及び地域中小・ベンチャー企業において、特許文献による技術調査は重要

増加する大学の特許出願



(注) 実績 (承認TLO出願実績) については経産省調べ。予測値については「大学知的財産整備本部事業」採択34機関目標合計値等に基づき算出

拡大する大学と地域中小・ベンチャー企業との共同研究



文部科学省調べ

大学・共同研究センターにおいて、専用線を用いた特許電子図書館サービスの活用を検討

共同研究センターは、「大学と社会との連携・協力の窓口」として、中小・ベンチャー企業との共同研究、技術相談、研究情報の提供、産学連携フォーラムなど多彩な活動を展開

大学及び地域中小・ベンチャー企業における従来技術調査の充実を図るため、共同研究センターにおいて、専用線を用いた特許電子図書館サービスの活用を支援

具体的には、共同研究センターが設置したワークステーションを、専用線によって特許電子図書館サービスに接続することを検討中

専用線を用いた特許電子図書館サービスを教育用にも活用

3.大学等への専門家(弁理士)派遣

平成13年度より、大学等で創造された知的財産の適切な保護及び活用を促進するため、弁理士が少ない地域の大学等を対象として、知的財産権の専門家(弁理士)を派遣し、特許等に関する個別の出願相談等を実施。

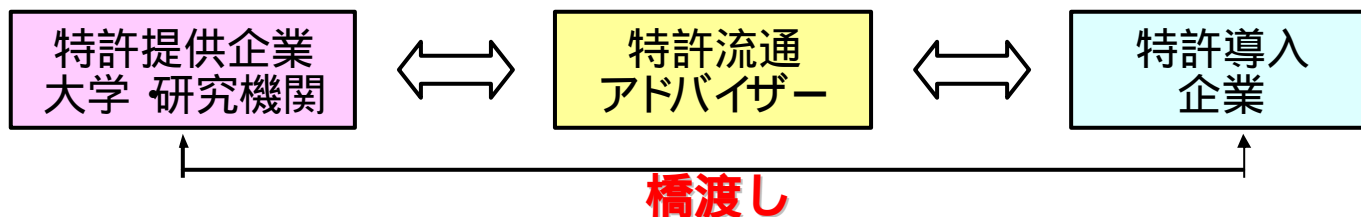
平成15年度は、以下の11TLOを通じ、38大学等で90回実施。

- | | |
|---------|---|
| (北海道地区) | 北海道TLO(株) |
| (東北地区) | (株)東北テクノアーチ |
| (関東地区) | (株)信州TLO、(株)新潟TLO、
(財)浜松科学技術研究振興会 |
| (中部地区) | (有)金沢大学TLO |
| (近畿地区) | (財)新産業創造研究機構 |
| (四国地区) | (株)テクノネットワーク四国 |
| (九州地区) | (財)北九州産業学術推進機構、(株)みやざきTLO、
(株)鹿児島TLO |

4.大学の技術移転支援（独）工業所有権総合情報館）

特許流通アドバイザーの派遣

・TLOに対し、技術移転の専門家を派遣



・47都道府県、29TLO、9経済産業局に104名を派遣（平成16年4月現在）

大学に関しては、29TLOに34名を派遣

大学特許情報の提供（特許流通データベース）

大学・公的研究機関を含む開放特許を一括して検索できるデータベースを共通のフォーマットで提供。
（平成16年4月現在55,658件のうち、14,643件が大学・公的研究機関の開放特許）

各大学等のHPにボタン等を設置することにより、各大学毎の特許データベースを擬似的に表示する機能を搭載。（データベース作成負担の軽減）

技術移転専門家の育成（知的財産権取引業育成支援研修）

大学・TLOや知的財産業者等において、特許流通・技術移転を行う専門家の育成を目的とした研修を開催。
（基礎研修11回、実務研修2回、実務者養成3回）

内外の大学等における技術移転の専門家を招いた国際特許流通セミナーを開催。

（国際特許流通セミナー平成16年1月26日～28日ロイヤルパークホテル）

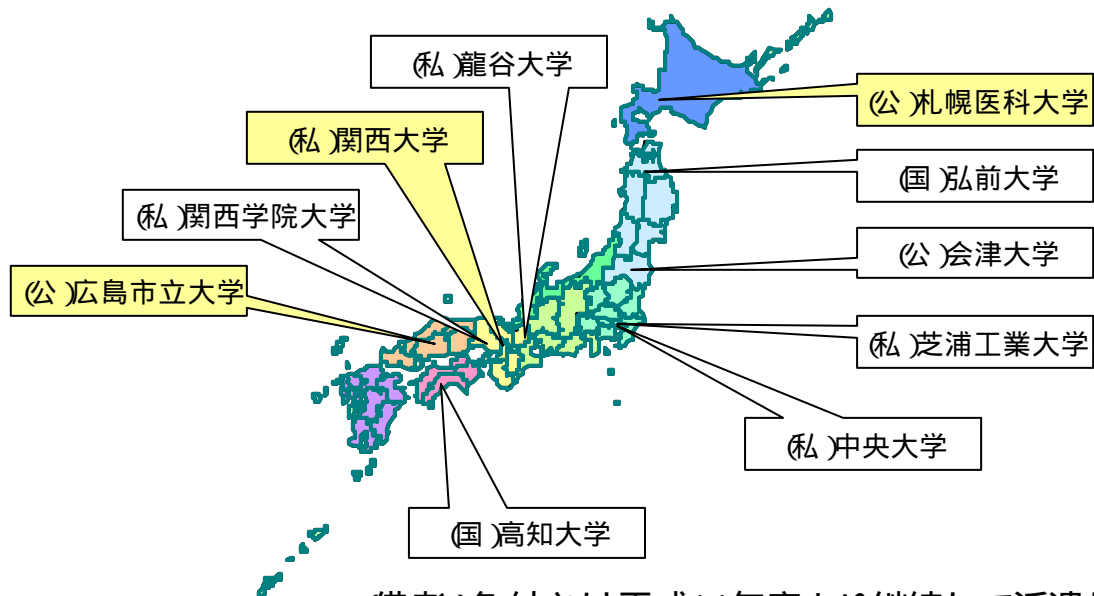
TLOにおける人材育成のためのOJTプログラム開発調査を実施。

5.大学における知的財産管理体制の構築支援

(1)知的財産管理アドバイザーの派遣事業

知的財産管理アドバイザーの派遣

平成14年度より、大学が自ら知的財産の管理部門を運営するための組織構築を支援する知的財産管理アドバイザーの派遣を実施。平成15年度は以下の10大学に派遣。



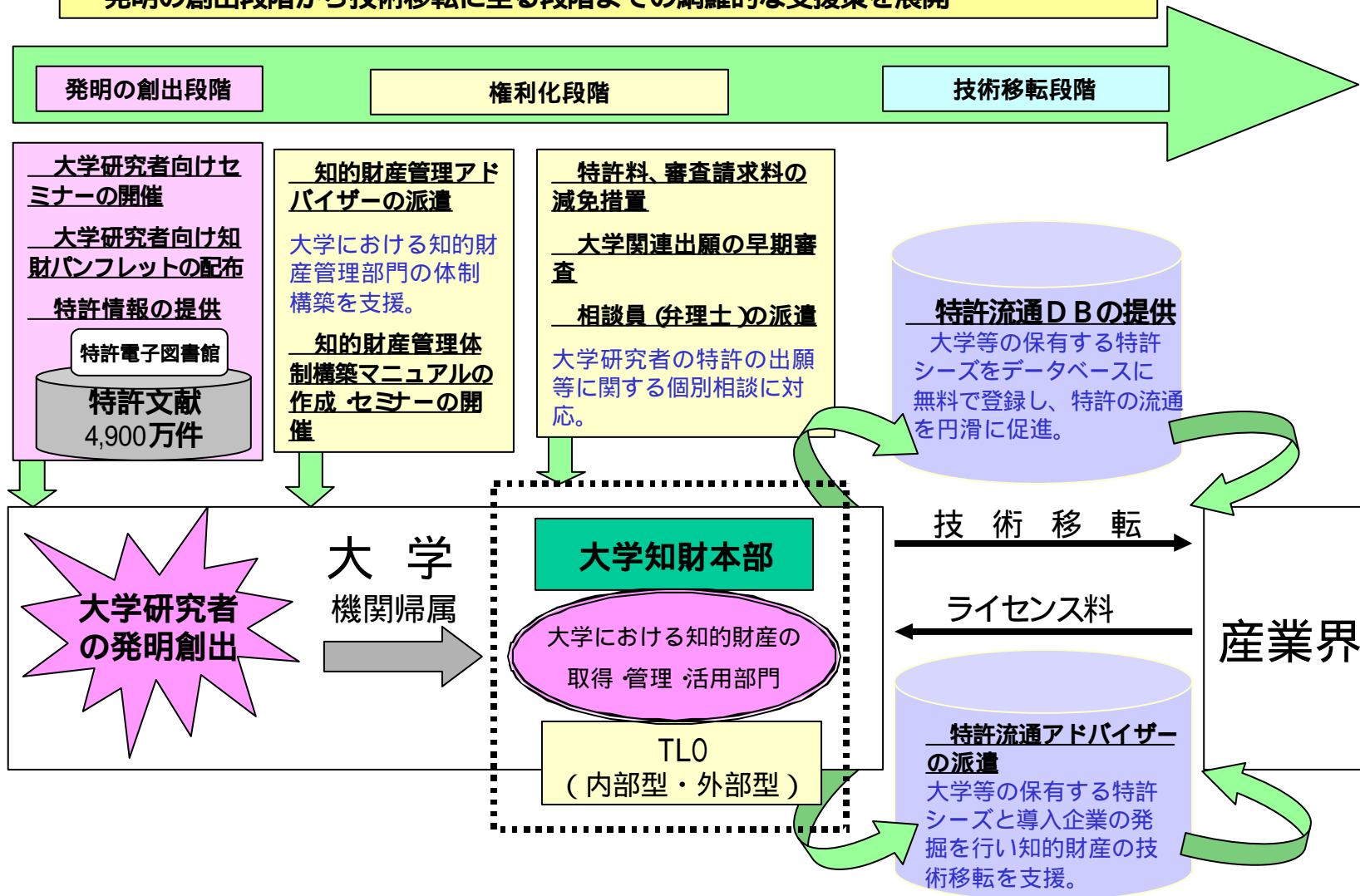
(備考)色付きは平成14年度より継続して派遣している大学。

知的財産管理体制構築マニュアルの作成と支援セミナーの開催

知的財産管理アドバイザー派遣事業」の実施を通じて得た成果・ノウハウ等をもとに、大学において知財管理体制を構築していくために必要な情報を網羅したマニュアルを作成。本マニュアルを活用し、知財管理体制を整備しようとする大学等に対して支援セミナーを開催。

大学の知的財産活動への支援策 (まとめ)

発明の創出段階から技術移転に至る段階までの網羅的な支援策を展開



6. 知的財産教育・研究の支援

(1) 知的財産教育用教材の提供と支援セミナーの開催

学校教育のそれぞれの段階にあわせて知的財産を学べるように、3種類の副読本、ビデオやCD-ROM教材などのマルチメディア教材、それぞれの産業財産権毎に基礎実務能力を身につけられる「標準テキスト(特許編、意匠編、商標編、流通編)」を作成し、毎年全国の学校教育機関に配布希望調査を行って無償で提供。併せて、学校教育における各種副読本や標準テキストの利用促進をはかるため、知的財産制度の概要や知的財産教育の手法を説明するための「教職員向けセミナー」や知的財産マインドを醸成するための「児童・生徒向けセミナー」を全国各地で展開。

< 専門高校・高等教育機関へのテキスト・副読本の配布 >

大学・高等専門学校、専門高校等

< 標準テキスト等の提供 >

- ・特許編 約1800箇所 約21万8千部
(大学等約290学部 約3万3千部、専門高校約990校 約14万7千部)
- ・商標編 約1100箇所 約4万6千部
(大学等約230学部 約1万7千部、専門高校約330校 約1万8千部)
- ・意匠編 約1100箇所 約4万6千部
(大学等約230学部 約1万7千部、専門高校約340校 約1万8千部)
- ・流通編 約1100箇所 約4万5千部
(大学等約220学部 約1万5千部、専門高校約330校 約1万7千部)

小学校、中学校、普通高校等

< 副読本の提供 >

- ・小学校向け 約4000箇所 約26万7千部
(小学校約2700校 19万3千部、その他へ7万4千部)
- ・中学校向け 約2900箇所 約20万9千部
(中学校約1600校 約14万6千部、その他へ6万3千部)
- ・高校向け 約1800箇所 約9万8千部
(高校約250校 約2万4千部、大学等約220学部 2万部、専門高校約370校 2万部 その他へ3万4千部)

(2)知的財産教育研究の支援

平成14年度から知的財産教育に関する研究を支援し、研究成果を全国の学校教育機関の教員及び教員養成大学に普及し、知的財産教育の充実と定着を促進。

平成15年度は、大阪教育大学・三重大学・東海大学・大阪工業大学の4大学で実施。

(3)知的財産研究の支援

平成10年度より、知的財産に関する研究人材の充実を目的として、大学における知的財産に関する学際的な研究を支援。

平成15年度は、一橋大学・奈良先端科学技術大学院大学・立命館大学・慶應義塾大学の4大学で実施。

(4)知的財産研究者の育成

知的財産研究者招へい事業 (平成9年度から実施)

欧米諸国から知的財産分野の有識者を1～2ヶ月間我が国に招へいし、欧米諸国における最新の知的財産保護の状況と我が国の状況との比較研究を実施。
アジア地域から今後の知的財産分野のオピニオンリーダーとなる研究者を、3～6ヶ月間我が国に招へいし、アジアにおける知的財産政策と我が国の知的財産保護の状況との比較に基づく研究を国内の研究者と共に実施。

知的財産研究者育成事業 (平成10年度から実施)

研究者短期派遣事業 (平成10年度から実施)

我が国の知的財産分野の研究者を3～4ヶ月間、マックスプランク研究所等の欧米の研究機関へ派遣し、海外研究者と国際共同研究を実施。

研究者長期派遣事業 (平成13年度から実施)

海外の優れた知的財産研究機関に若手研究者を2年間派遣し、海外の知的財産研究に参加するとともに、知的財産の活用状況の研究を実施。

知的財産特別研究員事業 (平成13年度から実施)

我が国における将来の知的財産研究の基盤強化を目的とし、法学、経済学、理工学等の分野における若手研究者を国内の知的財産研究機関において育成。

7.初等・中等教育機関への知的財産教育について

小学校から普通高校

知的財産マインドの醸成から知的財産制度の社会での役割を知ることが重要。

知的財産制度の
基礎知識の養成



知的財産マイン
ドの醸成

高等学校（普通
科）
社会や企業に知的財産と知的
財産制度が果たしてきた役
割を知る。

中学校
知的財産が社会を豊かにし
ていること、目に見えないア
イデアも財産であることを知
る。

小学校
オリジナリティの大切さと
人のアイデアを尊重する意識
を育む。

学校教育機関に対する支援

- ・ 産業財産権副読本の提供
- ・ 児童、生徒向けセミナー・ワークショップ等
- ・ 教育学部系大学による初等・中等教育における知的財産教育研究の支援

8. 専門・高等教育機関への知的財産教育について

専門高校、大学等

自分で行った研究や技術開発を**権利にする基礎実務能力**から、**権利を活用して社会に役立てる**応用実務能力を身につけることが必要。

専門実践能力
の養成

研究者・知財又は法律専門家

産業財産権の社会での活用方法
とライセンス契約など応用能力
の修得。

学校教育機関に対する支援

- ・ 研究者用パンフレットの提供
- ・ 大学等研究者向け・専門家養成セミナー
- ・ 知的財産研究の支援
- ・ 知的財産研究者の育成

大学学部生・高等専門学校生

知的財産制度の必要性を知る。
産業財産権制度の基礎から応用ま
での実務能力の修得。

- ・ 産業財産権標準テキストの提供
- ・ 大学による高等教育機関における知的財産教育研究の支援
- ・ 学生向けセミナー
- ・ 大学への講師派遣

高等学校（専門高校）

社会での知的財産の役割を知る。
産業財産権の基礎知識と基本的な
手続き能力の修得。

- ・ 産業財産権標準テキストの提供
- ・ 工業高校における知的財産教育のあり方の検討
- ・ 生徒向けセミナー

基礎実務能力
の養成